

58 第十一回東京法学院訴訟実習会

〔「法学新報」第四四号 明治二十七年十二月三日〕

○東京法学院第十一回訴訟実習会

は去月三十日午後二時より同院大講義室に於て開かれ非常の盛會なりし同日演習の事件は（第一）売掛代金請求件に於て原告弁護士西村勘之助及び中川眞太郎二氏被告弁護士湯淺啓二郎及び北岡保定二氏裁判長藤田隆三郎氏陪席判事花井卓藏氏同川島龜夫氏担任したり其事実は去る三月原告は横浜に於て被告清國

人に向て鰹節売渡の約束をなし内金を受取り荷物は當時高知に存在したるも被告の通知次第何時にも引渡すべき筈なりし其後四月に至り原告は被告の通知に基き右荷物を高知運送会社に引渡し同会社が運送中船舶沈没して右荷物を流失せしめ遂に原告より本訴の提起せられたる次第なるか被告は右の売買は日清^(マ)章程第十五款に該当すべき無効の売買なるを以て原告の請求に応する能はざるとの答弁をなし加之反訴を以て前に内渡したる代金の返戻を請求したり事實上に付き右会社が被告の代理として取扱ふたるや否右引渡は完全に結了せるや否右引渡地は何の処となすべきや否等重要な論点となり又進て通商章程の解釈に付て原被互に火花を散して攻撃防禦の方法を尽し何時果つべきかを知らざりしか裁判長の命令と共に弁論を終結し下級陪席判事より順次其意見を開陳し多数により本訴反訴共全然被告

の勝訴に帰したり（第二）は郵便妨害教唆被告事件にして被告は衆議院議員撰挙に際し某県の候補者として運動中撰挙期日前兩三日反対党は被告の氏名を偽り被告か候補を辞したる旨の虚妄の通知を郵便葉書に印刷しそれを郵函に投したり被告は之を探知し壯士に命して郵便集配人の開函するを待ち右偽書の葉書を奪取せしめたり検事北岡保定氏弁護士川島龜夫、上田成章諸氏論議を上下し裁判長花井卓藏氏陪席判事中川眞太郎氏同松浦角太郎氏各意見を開陳し遂に被告の所為を刑法第百六十三条规定ひ第百五条に該当するものとして刑罰を言渡したり又第十二回の実習会は本月二十日開会せられたりしか其模様は次号に報告すへし